

正誤表

2016 年度第 1 回「中小企業海外展開支援事業－普及・実証事業－」の様式 2. 企画競争申込書において、以下のとおり誤りがありました。2016 年 2 月 15 日付で訂正し、データを差し替えましたので、お知らせ致します。

正誤箇所	誤	正
<p>普及・実証事業 様式 2. 企画競争申込書</p>	<p>7. 以下のいずれにも該当しないこと。また、将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>(1) 公示日から起算して<u>過去 3 年間</u>の間、提案事業に関わるか否かを問わず、贈賄(刑法(明示 40 年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18 条(外国公務員に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為をいう。)、独占禁止違反行為(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条、第 6 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する行為)又は談合(刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する談合をいう。)等の容疑により、法人又はその役員若しくは使用人が、逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は行政機関による処分を受けたこと</p> <p>(2) 提案事業に関わるか否かを問わず、国の機関又は地方公共団体等から、業務の停止や競争参加資格停止措置を受け、公示日から契約締結日までの間にその措置期間が経過していないこと</p>	<p>7. 記載内容を6. (3)及び(4)に転記し、一部記載内容を訂正した。</p> <p>6. 以下の「契約相手方として不適当なもの等」に該当しないこと。また、将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>(3) 公示日から起算して<u>過去6か月間</u>の間、提案事業に関わるか否かを問わず、贈賄(刑法(明示 40 年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18 条(外国公務員に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為をいう。)、独占禁止違反行為(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条、第 6 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する行為)又は談合(刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する談合をいう。)等の容疑により、法人又はその役員若しくは使用人が、逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は行政機関による処分を受けた場合</p> <p>(4) 提案事業に関わるか否かを問わず、国の機関又は地方公共団体等から、業務の停止や競争参加資格停止措置を受け、公示日から契約締結日までの間にその措置期間が経過していないこと</p>

以上